

# 任意合併協議会の主な協議結果

協議項目	協議結果
新市の名称	新市名称候補選定小委員会の報告に基づき、任意合併協議会で協議決定する。新市の名称は「諏訪市」とする。
議会の議員の定数及び任期の取扱い	総定数及び選挙区ごとの定数について協議する。市町村の合併の特例に関する法律第6条の規定を適用し、合併後最初に行われる設置選挙については総定数を39人とし、旧市町村を単位として6選挙区を設ける。選挙区ごとの定数は、岡谷市8人、諏訪市8人、茅野市8人、下諏訪町6人、富士見町5人、原村4人とする。
地方税の取扱い ・個人市町村民税	・合併年度については旧市町村の例によるが、翌年度からは標準税率(2,500円)に合わせる。 ・合併年度の納期は旧市町村の例により、翌年度から茅野市の例による。
地方税の取扱い ・固定資産税	合併年度の納期は旧市町村の例により、翌年度から茅野市の例による。
行政区の取扱い	同一の区名等で支障があると思われるものについては、今後、該当する行政区の意向を充分確認しながら調整する。行政区への補助金・役員報酬・委託料・交付金については、経過期間を設け、検討する。
障害者社会参加事業および各市町村で実施している同様な事業	合併時、岡谷市の例にならって障害者社会参加事業を拡大し調整実施する。
障害者共同作業所	現行のとおり実施し、入所範囲を新市に拡大する。
障害者・高齢者を対象としたタクシー利用助成	事業内容(利用対象及び助成額等)に差異があるため、当面は現行どおりとし、新市において合併後3年を目途に事業内容を統一して実施する。
心身障害児(者)タイムケア事業	現行のとおり新市において実施する。
身体障害者・知的障害者の居宅サービス	平成15年度から始まった支援費制度により、引き続き新市において実施する。
介護保険料、介護保険料の賦課・徴収、介護保険事業計画	介護保険の広域化により、平成15年度から調整されており、現行どおりとする。
介護予防・生活支援事業(市町村単独の介護保険上乗せサービス)	6市町村間の事業内容に差異があるので、合併後3年を目途に統一を図るよう新市において検討する。ただし、利用者負担については合併時に介護報酬費用の1割に統一する。
介護予防・生活支援事業	すべての事業について、引き続き実施していくことを基本に、サービスと受益者負担の整合性を図りながら、原則として合併後5年を目途に調整する。
老人日常生活用具給付事業	合併時に県の制度に準じて統一する。
敬老祝金支給事業	6市町村の事業内容に大きな差異があるので、当面は現行どおりとし、合併後3年を目途に統一を図るよう、新市において検討する。
福祉委員	新市に福祉委員を置き、委員には民生児童委員をもって委嘱する。なお、報酬については合併時までに統一する。
福祉医療(医療費特別給付金)制度	「乳幼児」については、就学前を対象とし、所得制限なしに統一する。ただし、原村については3年の経過措置を設ける。 「老人」については、富士見町単独分についての全市適用は費用負担が大きいので、県補助対象基準に統一し、原村及び富士見町については5年程度の経過措置を設ける。また、茅野市の例により、所得制限を設けた上で75歳以上を対象に無料化する。
国民健康保険	・賦課方式は「保険税」とする。保険税率は合併する年度は旧市町村の例により、新市において国民健康保険運営協議会を設置し検討を行い、著しい差異が生じる場合は不均一課税を適用する。納期については12期とする。基金は他の基金と同様に持ち寄ることとする。 ・人間ドック助成事業については、下諏訪町の例(脳ドック助成については岡谷市の例)により継続実施していく。
健康診査(母子保健関係)	母子保健関係の健康診査については、現行どおり実施していく。
健康診査(老成人保健)、成人病検診	従来から実施している健康診査、検診については、対象年齢を統一して引き続き実施する。実施方法については、医師会と協議しながら調整する。
道路除雪関連事業	新市において、除雪マニュアルを作成する。 その中で除雪体制の整備、除雪路線、地区への除雪補助について調整し、実施する。なお、除雪の目安は10cm以上とし、塩カル散布基準は除雪路線に合わせて散布する。
市町村道の整備計画	従前の継続事業は引き継ぐものとし、新市において道路整備計画を作成する。なお、事業用地の確保及び地元分担金については、5年を目途に統一したルールを設けるよう検討する。
土地改良事業(国補・県営事業等)	実施中の事業については新市においても継続する。受益者負担金については継続中のものは現行どおりで、新市での新規採択事業については新市において調整する。